

昭和村
男女共同参画計画

平成31年3月

昭和村

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の性格と位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2章 計画の内容

- 1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 計画の体系と具体的内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

基本目標1 男女平等を基本とした男女共同参画社会の実現

- (1) 男女共同参画意識の啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (2) 男女共同参画を推進する教育・学習の充実・・・・・・・・ 4

基本目標2 あらゆる分野における女性の活躍の促進

- 多様な分野における政策・方針決定の場への活躍促進・・・・ 5

基本目標3 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

- 仕事と生活の調和に向けた環境の整備・・・・・・・・・・・・ 6

基本目標4 女性の人権の向上

- (潜在的な)女性の人権尊重と支援の充実・・・・・・・・・・・・ 7

第3章 計画の推進

- 1 計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 2 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

昭和村においては、平成28年3月に「第5次昭和村振興計画(後期計画)」を策定し、男女共同参画の推進に関わる取組を進めております。しかし、未だ人々の意識や社会の慣習・慣行のなかに、「男だから」「女だから」といった固定的意識が残っており、個人の生き方、考え方に影響を与えています。

少子高齢化、人口減少に代表される本村の抱える様々な課題を乗り越えるためには、男女が固定的意識に捉われることなくその個性と能力を十分に発揮できるよう、家庭や地域社会・職場において村民一人ひとりがこれについて考え、男女同じ人間として生命と尊厳の大切さについて自覚を深めることが重要です。

昭和村は、村民みんながあらゆる分野に対等な立場で参画し、共に活躍できる男女共同参画社会の実現を目指すため、「昭和村男女共同参画計画」を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項の規定により、国の「第4次男女共同参画基本計画」及び福島県の「ふくしま男女共同参画プラン」を踏まえ、昭和村の「第5次昭和村振興計画」に基づいた男女共同参画社会形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。

3 計画の期間

この計画の期間は、2019年度から2023年度までの5年間としますが、社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

第2章 計画の内容

1 基本理念

「共に尊重し 共に助けあう

みんなが主役の協働の村づくり」

2 計画の体系と具体的内容

基本目標	重点目標	内 容
1 男女平等を基本とした男女共同参画社会の実現	(1) 男女共同参画意識の啓発	①男女共同参画意識の普及啓発 ②各関係機関等との連携による啓発活動
	(2) 男女共同参画を推進する教育・学習の充実	①家庭教育の推進 ②学校教育の推進 ③生涯学習の推進
2 あらゆる分野における女性の活躍の促進	多様な分野における政策・方針決定の場への活躍促進	①女性登用の促進 ②意思決定過程への女性参画促進 ③女性の能力向上やリーダーの育成
3 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進	仕事と生活の調和に向けた環境の整備	①雇用の場での男女の機会均等の実現 ②働く女性の就労と条件整備の促進 ③子育て・介護支援の充実
4 女性の人権の向上	(潜在的な)女性の人権尊重と支援の充実	①女性の人権問題についての考え方の普及 ②相談受け入れ体制の強化

基本目標1 男女平等を基本とした男女共同参画社会の実現

(1) 男女共同参画意識の啓発

男女共同参画社会への取組みが全国で進められていますが、「男女共同参画」という言葉や基本的な考え方が認知され、理解されるまでに至っていないのが現状です。

男女共同参画社会を実現するためには、男女が互いに、より理解を深めることが重要です。そのためには、様々な機会をとおして男女共同参画意識を高める啓発・広報活動を行います。

①男女共同参画意識の普及啓発

様々な機会をとおして男女共同参画の視点を定着させるための広報・啓発活動に取り組み、意識の高揚を目指します。

②各関係機関等との連携による啓発活動

男女共同参画に関する関係機関と連携し、啓発活動を行います。

(2) 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

男女共同参画を進めていくためには、あらゆる機会を通じて情報や学習機会を提供し、生涯にわたり主体的で多様な生き方を選択できる能力を育成することが重要です。また、教育の充実が男女共同参画を推進していくうえで人格形成に大きな影響を与え、特に幼児期における男女共同参画の視点に立った教育は、人権を尊重する心を育むことができます。

昭和村は家庭・学校・地域等において、男女共同参画意識の浸透を図るため、学習機会の充実に努めます。

①家庭教育の推進

次世代を担う子ども達が社会における男女平等の基本理念を確立する上で、一番身近な基礎となる重要な場は家庭であるため、家庭教育に関する学習機会や情報提供・相談等の充実を目指します。

②学校教育の推進

基本的人権の尊重のもとに、人間愛や自然を大切にするとともに心豊かな児童・生徒を育成していく必要があります。昭和村の子ども達が正しい男女平等観を持ち、お互いの性を尊重し、支え合いながら個性と能力にあった生き方が実現できる教育を目指します。

③生涯学習の推進

女性への学習機会の提供はこれまでも実施されてきましたが、今後もさらに女性の主体的な学習推進が展開されるよう、支援していく必要があります。併せて、生涯学習の推進を図るためには共に取り組みたいという村民同士を結び付ける仲間づくり、及び指導者の養成が重要です。わかりやすい情報提供やゆとり、生き甲斐、心の豊かさを実感できる学習環境作りを進めるとともに、伝達指導の充実にも合わせて取り組みます。さらに、男女共同参画社会実現に向けての意識づくりの形成を進めます。

基本目標2 あらゆる分野における女性の活躍の促進

多様な分野における政策・方針決定の場への活躍促進

男女共同参画社会の実現には、男性も女性も同等に政策・方針決定の場に参画することが重要です。男女があらゆる分野で共に参画することによって、多様な視点や価値観、新たな発想が反映され、共に構築することで、よりよい社会を築くことができます。男女共同参画基本法では、「男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行わなければならない」(第5条)とされています。

しかし、昭和村では、ボランティア団体等に占める女性の割合は高いものの、村づくりや地域づくり等の重要な意思決定の場に女性が参画することが少ないため、男女共に参画できる体制づくりに努めます。

①女性登用の促進

あらゆる分野で男女が共に参画できるよう委員選任の見直しを行い、男性も女性も対等な立場で政策・方針決定に関わることが出来る環境を目指します。

②意思決定過程への女性参画促進

村づくりの企画・意思決定にあたって、男性はもちろんですがこれまで以上に女性が関わり、参画することが求められています。急な体制変更は難しいため、まず各種会議等を通して女性の意見を聴くなどして女性の参画を推進します。

③女性の能力向上やリーダーの育成

地域づくりの場でも、諸活動を通して楽しく豊かな日常生活を営むことが求められています。これらのコミュニティ活動に男女が共同して参画し、積極的な関わりの中から地域活動が活発に展開されるよう、女性リーダーの養成、参加意欲を高めるための条件整備を進めます。

基本目標3 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

仕事と生活の調和に向けた環境の整備

仕事は、暮らしを支えるために必要なものであり、個人にとって生きがいや喜びをもたらすものですが、同時に、家事、育児、介護、地域でのつながりなどの生活も暮らしに欠かすことのできないものであり、それぞれの充実があつてこそ、一人ひとりの暮らしが豊かになると考えられます。

また、一人ひとりが自分らしくいきいきと生きるためには、ライフステージに応じて多様な生き方が選択・実現できる社会を形成することが必要です。

昭和村は男女が共に仕事と家事、育児、介護等の家庭生活及び地域生活の均衡を図り、生涯を通じて充実した生活を送ることができるよう、就労者はもちろん、事業主に対しても「男女平等」の基本的な考え方や啓蒙活動を推進するとともに、それぞれの生活スタイルに合わせた育児や介護の支援策を充実させ、仕事と家庭の両立支援を進めます。

①雇用の場での男女の機会均等の実現

近年の女性の職場進出は目覚ましいものがありますが、雇用条件等に男女間格差が残っていることも現実です。雇用主の理解のもとに関係機関と連携して、改善に向けての要請・啓発活動に努めます。

②働く女性の就労と条件整備の促進

性別に捉われない職場環境、仕事と生活が調和できる労働条件の促進について関係機関と連携して啓発、指導活動を推進します。

③子育て・介護支援の充実

家庭の育児機能を補完する目的で保育所機能の充実、放課後児童クラブの充実を図ります。仕事と生活の調和の推進を図るため、育児、介護休業が取得できる環境づくりを推進するとともに、仕事と育児、介護の両立のため、子育て支援及び介護支援の充実を図ります。

基本目標4 女性の人権の向上

(潜在的な)女性の人権尊重と支援の充実

ドメスティック・バイオレンス(DV)やセクシュアル・ハラスメント(セクハラ)は、女性の人権を著しく侵害するもので、これまで女性が一方的に我慢を強いられてきた面があります。これからはより女性の基本的人権にかかわる社会的問題として認識を深める必要があります。

暴力的・性差別的な行動や発言が目立ちがちこれらの問題の根幹は、これまで当たり前とされてきた「男性は仕事・女性は家庭」といったような潜在的意識にあります。既成概念によって無意識的に分業するのではなく、これからは男性と女性が共に尊重し合い、助け合う意識を持つことが重要です。

そのために、この潜在的意識を掘り起し問題であることを表面化させ、各々が認識する必要があります。昭和村ではこれに対し啓発活動を行い、住民一人ひとりに問題意識を持ってもらうこと、相談受け入れ体制の充実を図ります。

①女性の人権問題についての考え方の普及

男性と女性がイコールパートナーであることを基本に、関係機関が連携して人権尊重の啓発活動を行います。

②相談受け入れ体制の強化

広報誌等で相談できる場所があることの周知を行い、家庭事情による個別の問題に的確に対応できるよう、関係機関と連携できる体制を目指します。

第3章 計画の推進

1 計画の推進

男女共同参画社会を実現するため、行政が中心になって関連施策を展開することはもとより、すべての村民、家庭、地域、職場等がそれぞれの立場で自主的に男女共同参画に取り組むことが大切であり、相互に理解を深めながら、基本目標を計画的に推進していく必要があります。

2 推進体制

(1) 庁内の推進体制の明確化

昭和村においては、まず庁内の職員一人一人が男女共同参画の理念を認識することに努め、推進体制を明確にします。庁内での連携を図り、男女共同参画に関する施策の推進を図るとともに、本計画の推進及び進行管理を図ります。

(2) 事業者・関係機関・各種団体等との連携

男女共同参画の推進を図るため、積極的に広報・啓発活動を実施し、事業者・関係機関・各種団体等の連携及び協力体制づくりに努めます。